

公 示

次のとおり企画提案競技（プロポーザル方式）の募集を行います。

令和2年8月7日

収支等命令者

佐賀県立産業技術学院長 池田 積

1 業務内容

- | | |
|--------------|---------------------------------|
| (1) 委託業務名 | 佐賀県立産業技術学院プロモーションムービー制作業務 |
| (2) 委託業務の仕様等 | 別紙説明書による |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から令和3年2月26日（金）まで |
| (4) 履行場所 | 佐賀県多久市多久町7183-1 佐賀県立産業技術学院 視聴覚室 |

2 参加資格に関する事項

本件プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要する。

- (1) 本業務の趣旨を十分理解し、委託する業務内容を誠実かつ確実に実施できる者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続き開始又は民事再生手続き開始の申立てがなされている者ではないこと。
- (4) 公募開始の日の6か月前から契約の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (5) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (6) 県税の滞納がないこと。
- (7) 自己または自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員を言う。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 手続等に関する事項

- (1) 担当課 佐賀県立産業技術学院 総務企画課
郵便番号 846-0031 佐賀県多久市多久町 7183-1
電話 0952-74-4330
ファックス番号 0952-71-9033
電子メールアドレス sangyougijutsugakuin@pref.saga.lg.jp
- (2) 説明書の交付期間及び方法
令和2年8月7日（金曜日）から同年9月25日（金曜日）まで佐賀県ホームページに掲載する。

4 事前説明会の開催

日時 令和2年8月25日(火曜日)午後2時から

場所 佐賀県立産業技術学院 視聴覚室

※令和2年8月21日(金曜日)午後5時までに事前説明会参加申込書(様式第1号)により上記担当課へメール又はファックスで申し込むこと。

※公告された実施要領等は、必要に応じ各自持参すること。

5 参加資格の確認

本件プロポーザルに参加を希望する者は、参加資格確認申請書(様式第2号)に関係書類を添付のうえ、上記担当課に持参又は郵送し、参加資格の確認を受けること。

① 提出期限 令和2年9月4日(金曜日)午後5時まで

② 参加資格の確認結果は、文書により令和2年9月11日(金曜日)までに通知する。

注) 郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

6 企画提案書等の提出

関係資料を添付のうえ、上記担当課に持参又は郵送すること。

① 提案書の内容

ア 表紙 1部(様式第5号)

イ 企画提案書 5部(任意様式・カラー)

(ア) A4長辺(カラー片面、A3版の折り込みも可、左ホチキス綴じ)とし、文字は概ね10ポイント以上とすること。

(イ)仕様書「3. 委託業務の内容」の「(1)制作する映像」については、ターゲット、コンセプト、観点による絵コンテやシナリオなどによる展開を記載すること。また、「(3)その他の業務」の「目的達成のための効果的な活用方法、手法」については、フローチャートや図示などを用いて、提案の手法と効果をわかりやすく記載すること。

(ウ) ページ番号は目次を除き通し番号とし、各ページに印字すること。

(エ) 正本には業務実績に記載した内容が確認できる書類(契約書の写し等)を添付する

ウ 工程表 5部

エ 業務実施体制表 5部

本業務の担当者のプロフィール・類似業務実績及び人員体制が分かるもの

オ 実績書(様式第4号) 5部

カ 見積書(任意様式) 5部

(ア) 見積もった契約希望額(消費税及び地方消費税額を含む金額)とともに、企画内容と経費の関係が分かる内訳を記載すること。

(イ)「佐賀県立産業技術学院長」あて、参加者の商号又は名称、代表者職氏名を記載、社印及び代表者印を押印の上、提出すること。

② 提出期限 令和2年9月18日(金曜日)午後5時まで

③ 提出場所 佐賀県立産業技術学院 総務企画課

〒846-0031 佐賀県多久市多久町7183-1

④ 提出方法 持参、郵送(必着)

注) 郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

⑤ 企画提案書等の取扱い

ア 提出後の提案書及び添付資料の変更、差し替え等は認めない。ただし、誤字脱字等の軽微なものは除く。

イ 本企画提案の応募に係る経費は、全て参加事業者の負担とする。

ウ 提出された提案書及び添付資料は返却しない。

エ 提案書及び添付資料の記載事項は、原則として全て履行しなければならない。

オ 真に必要な場合を除き、提案書等には個人の情報やそれらを類推できるような情報を記載しないこと。

注) 郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

7 プロポーザル（プレゼンテーション）審査会の日時及び方法

- ① 日時 令和2年9月25日（金曜日）
- ② プレゼンテーションは県の Web 会議システムを用いて、インターネットを介して行う。
Web 会議システムへの参加方法は別途連絡する。
- ③ プレゼンテーションは参加者毎に行う。参加者毎の開始時間は別途連絡する。

8 結果の通知

すべての参加者に対し令和2年9月30日（水曜日）までに通知する。

9 評価に関する事項

- (1) 評価基準は、別紙3「評価基準」のとおりとする。
- (2) 提案書の内容に未記入箇所がある場合、添付資料等の不備により記載内容が確認できない場合は、該当する評価項目は0点とする。
- (3) 評価基準には、提案内容の水準を確保するため、最低基準点を定める。

10 その他

(1) 契約保証金

ア 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。

イ 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定に基づき、担保を供することができる。

ウ 次の各号に掲げる場合は、契約保証金の納付を免除する。

(ア) 県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

(イ) 過去2年間に国又は地方公共団体との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これを適正に履行しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

(2) 見積書について

見積書に記載する金額は、見積もった契約希望額（消費税及び地方消費税額を含む金額）とする。数量、単価等、積算根拠についても明らかにすること。

収支等命令者（佐賀県立産業技術学院長）あてとし、企画提案者の商号又は名称、代表者氏名を記載して代表者印を押印すること。

(3) 失格要件

次のいずれかに該当する場合の提案は無効とする。

ア) 提出書類が提出期限内に提出されなかった場合

イ) 企画提案書の内容に虚偽の記載がある場合

ウ) 企画提案書の提出後に本業務実施要領「2 参加資格に関する事項」に定める要件を満たさなくなった場合

エ) 他の参加者の協力者となった場合

オ) その他、本募集要領に定める手続き、方法等を遵守しない場合

カ) 参加する資格のない者が行った場合

キ) 本件プロポーザル手続について不正行為を行なった場合

ク) 見積書の金額、氏名及び印鑑について誤脱又は判読不可能なものを提出した場合

ケ) 1人で2以上の提案をした場合

コ) 代理人でその資格のない場合

サ) 提案書の重要事項が適切に記述されていない場合

シ) 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められる場合

ス) 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した場合

(4) プロポーザル手続の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、本件プロポーザル手続を中止する。この場合の損害は参加者の負担とする。

ア 参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、本手続を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、本手続を行なうことができないとき。

(5) 最優秀提案者の決定方法

評価点の最も高い者を最優秀提案者とする。なお、最優秀提案者となるべき評価点の最も高い者が2人以上あるときは、審査会の意見を聴いて、最終的に審査会の会長が最優秀者を決定する。

(6) 参加者に求められる義務

参加者は、提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しない。

(7) その他

ア 別紙説明書による。